

室蘭市都市計画審議会について

1. 都市計画とは

大勢の人が生活している都市では、自分の土地を使う場合にも、周辺のことを考えないと大勢の人に迷惑をかけることとなります。そのため、土地の使い方や建物の建て方に共通のルールを定め、それをお互いに守っていくことが必要です。また、生活に必要な道路や公園等の施設についても計画的に整備していくことが必要です。

都市計画とは、まちづくりに必要な土地の使い方等の共通のルールをはじめ、各種都市施設の位置等について、全体の関係を考えながら定めているものです。

2. 室蘭市都市計画審議会の役割

審議会の主な役割は、室蘭市が決定しようとする都市計画について、都市計画決定することが適当であるか否かを審議することです。(諮問⇒答申)

その他、都市計画決定事項ではない案件であっても、都市計画に密接に関わる事項については、審議会委員の皆様からの意見を伺います。(報告事項⇒意見聴取)

3. 都市計画審議会の設置根拠

都市計画法第七十七条の二第一項の規定に基づき設置されています。また、都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、室蘭市都市計画審議会条例に規定しています。

参考:都市計画法第七十七条の二第一項

「この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。」

4. 都市計画の決定権者

都市計画法第十五条に、都道府県が定める都市計画と市町村が定める都市計画が規定されており、広域的な視点から定めるべきものや、根幹的な施設などについては都道府県が、その他のものについては市町村が定めることとなっています。

具体的には、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」、「臨港地区」、「国道・道道」などは北海道が、「用途地域」、「防火・準防火地域」、「市道」、「市で設置する公園」などは室蘭市が定めています。

5. 都市計画の決定について

北海道が決定する都市計画については、北海道が原案を作成し、北海道都市計画審議会へ付議し、国土交通大臣の同意を得て都市計画決定されます。

室蘭市が決定する都市計画については、室蘭市が原案を作成し、室蘭市都市計画審議会に付議し、北海道との協議を経て都市計画決定されます。

マスタープラン

<室蘭圏都市計画区域マスタープラン>

○概要

- ・都市計画区域ごとに都道府県が策定
- ・記載事項は、
 - ・都市計画の目標
 - ・区域区分の決定の有無及び当該区分を定めるときはその方針
 - ・主要な都市計画の決定の方針

○効果

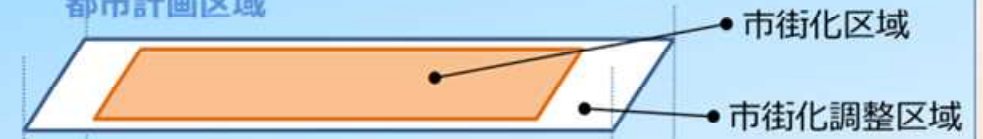
- ・都市計画区域内の都市計画は、都市計画区域マスタープランに即したものでなければならない

室蘭圏都市計画区域

北海道が決定する都市計画

区域区分

都市計画区域



<市町村マスタープラン> (室蘭市)

○概要

- ・市町村が策定
- ・記載事項は、法定されていないが、例えば、
 - ・市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標
 - ・全体構想
→目指すべき都市像とその実現のための主要課題等)
 - ・地域別構想
→あるべき市街地像等

○効果

- ・市町村が定める都市計画は、市町村マスタープランに即したものでなければならない

室蘭市が決定する都市計画

地域地区
【例：用途地域】

都市施設
市街地開発事業

地区計画

都市全体の
計画の見取り図

